



倉敷市では、建築物の耐震診断費用の一部を補助する制度を定めています。

耐震診断等補助制度とは住宅・建築物等の所有者等が、自らの問題として、また、地域の問題として意識し、地震防災対策に取り組むための目標を定めるものです。また、市では、このような所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度等の必要な施策を講じ、もって耐震化の促進を図ることとします。

耐震診断等補助制度 ～耐震化の流れ（各種補助事業）～

Step1 耐震診断（どの程度地震に耐えられるかを診断します。）

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられた建築物は、一般的に地震に弱いとされており、倒壊等の被害が大きいことから、こうした建築物に対する耐震性の向上が求められているところであります。そこで、倉敷市は昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物の耐震診断費用の一部を補助する制度を定めています。専門家による耐震診断を受けて、大地震で倒壊する心配がないか確認し、安全・安心な家に住みましょう！

- 耐震診断費用 42,000 円 / 1 棟（このうち 40,000 円を補助します。）

Step2 補強計画（住まいを丈夫にする改修計画を立てます。）

補強計画とは、耐震診断の結果「倒壊する可能性がある」と判定された住宅にどのような補強をすれば耐震性が向上するかを検討し耐震補強工事を行うための計画を立てることです。倉敷市では、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅で Step 1 の耐震診断の結果、倒壊の可能性があると診断された住宅に補強計画作成費用の一部を補助します。

- 補強計画作成費用 42,000 円 / 1 棟
（このうち 2/3(28,000 円)を補助します。自己負担は 14,000 円)

Step3 耐震改修工事（地震に対し弱い所を補強します。）

耐震改修工事とは、地震に対して「倒壊する可能性がある」と診断された建物を、地震に対して強くする為に行う補強工事のことです。

- 補助の対象条件 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅
- 耐震改修工事補助額
 - 1 補強計画に基づく見積り額 × 0.23
 - 2 耐震改修工事部分の面積 × 32,600 円 / m² × 0.231 と 2 の金額を比較して低いほうの金額の 2/3 が補助額となります。
※ただし補助額の上限 72 万円となります。



詳しくはスタッフまで



クラモク建築センター

☎ 0120-40-1907

倉敷木材㈱住宅事業部 倉敷市中島 1000-1 <http://www.kuramoku.com>